

「地域リハビリテーション推進のための指針」の改定について

1 改定の経緯 (R3. 5. 17 付け国通知)

- 本指針は、そもそも国が補助事業として実施してきた「地域リハビリテーション推進事業」が、自治体の更なる自主性発揮の観点から平成 18 年度以降廃止されることとなったことに伴い、「引き続きこれらの実施に当たっての参考に供するため」に、平成 18 年 4 月に策定されたもの。 【資料 1 - 2】
- これを踏まえ、これまで本県では、「地域リハビリテーション支援体制整備推進事業」として、障害者や高齢者を含めた地域に暮らす全ての県民が、リハビリテーションの視点から適切な支援が切れ目なく提供されるよう関係機関等の支援体制の整備を図ることを目的に、協議会の開催や支援センターの指定等の取組を実施してきたところ。 【資料 1 - 3】
- これに対し、今般改定された指針では、令和元年度の「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」での議論を踏まえ、地域リハビリテーション支援体制を、「地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のため」のものと改めている。 【資料 1 - 4】

2 要検討事項

- 改定後の指針を踏まえ、これまで本県で展開してきた地域リハビリテーション支援体制の整備に関する考え方を変更する必要があるか。

3 対応 (案)

- 本県における地域リハビリテーション支援体制の整備については、従来と同様に、健康づくり支援課を所管課とし、対象者横断的な視点に立って幅広く実施していくこととしたい。
- なお、改定後の指針については、今般の通知が「各都道府県介護保険主管部(局)長」宛てであることも踏まえ、高齢者福祉課で所管することとしたい(健康づくり支援課・高齢者福祉課協議済み)。